

証券コード 2586
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北三丁目2番28号
株式会社フルッタフルッタ
代表取締役 長澤 誠
社長執行役員CEO

第22期定時株主総会ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.frutafruta.com/ir_info/



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フルッタフルッタ」又は「コード」に当社証券コード「2586」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、上記の他、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会ポータル（東京証券代行）】

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上2024年6月25日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

敬 具

・ 事前に議決権を行使いただきました株主様には、お一人につきQ U Oカード1枚(500円分)を後日お送りさせていただきます。
・ 本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2024年6月26日(水曜日)午前10時 (受付開始9時30分) |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区五番町一丁目10番
市ヶ谷大郷ビル6F
A P市ヶ谷 Cルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 目的事項
報告事項

第22期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
議案

第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
**◎本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・書面による議決権行使の場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、**2024年6月25日（火曜日）午後6時**までに到着するようご返送ください。
- ・インターネットによる議決権行使の場合は、後掲の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、**2024年6月25日（火曜日）午後6時**までに賛否をご入力ください。
- ・インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意志表示があったものとして取り扱います。
- ・株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使\*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



【スマート行使】での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

東京証券代行株式会社

電話：0120-88-0768(フリーダイヤル)  
受付時間 午前9時～午後9時

## 《インターネットによるライブ配信についてのご案内》

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

### 1. 配信日時

2024年6月26日(水曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

なお、ライブ配信視聴用ウェブサイトは、午前9時45分頃に視聴が可能です。

### 2. ご視聴方法

- (1) パソコン又はスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むか、いずれかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

※インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。

(視聴用ウェブサイト)

<https://2586.ksoukai.jp>

QRコード



- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセスは、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力をお願いいたします。

(ID)

議決権行使書用紙に記載されている「株主様の株主番号」(9桁の半角数字)

(パスワード)

議決権行使書用紙のお送り先となる「株主様の郵便番号」(7桁の半角数字)

### 3. ご視聴に関する留意事項

- ◎インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。
- ◎やむを得ない事情より、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎ライブ配信をご覧いただく事は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発信をいただく事は出来ません。議決権につきましては、書面により事前に行使用いただくか、インターネットにより議決権行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ◎ライブ配信の撮影・録画・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ◎インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中継等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございますので、ご注意ください。
- ◎視聴用ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用の一切は、株主様のご負担となります。

#### 【インターネットによるライブ配信に関するお問い合わせ先】

お問い合わせコールセンター

電話 03-6883-6882

◎株主総会当日のみの受付となります。ご了承ください。

# 事業報告

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く環境は、2024年3月の日本銀行によるマイナス金利政策解除後も、予想に反して円安が進み、34年ぶりの円安ドル高水準となる中、政府・日本銀行が為替介入に踏み切るとの観測の高まりや、中東情勢への警戒感などにより、依然として見通しの立てづらい状況が続いております。また、地球温暖化の影響とみられる異常気象により、アマゾン川が干ばつで水位が約120年ぶりの水準に低下し、船の航行に支障をきたすなど、今まで想像もしなかった出来事が起きております。この出来事は、我々の事業の根幹でもあるアグロフォレストリーの重要性を改めて感じさせる出来事であり、引き続き経済と環境が共存共栄する持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

一方で、国内ではアサイーの盛り上がりにより一層顕著に表れております。Z世代に人気のインフルエンサーによる、アサイーボウルが美味しいお店の紹介や、自宅で作って食べている様子をSNSで発信していることをきっかけに再流行していることに加え、美味しいからという理由だけでなく、美容効果やダイエット効果があるなどの噂がZ世代を中心とした若年女性層に広がり人気となっています。この背景には、アフターコロナを迎え、健康への意識が高まったことにより、以前からスーパーフードとして注目されていたアサイーの健康価値が再注目されていることが影響しており、以前のような一過性の現象ではないことが予想されます。これらの後押しもあり、円安市況下においても前年比で売上高は増収、営業損失は縮小となっております。

また、2023年12月8日付で開始いたしました「事業計画及び成長可能性に関する事項」にも記載しております成長投資を含む中長期計画に関しては、アサイーの海外事業展開においては、OAKBERRY ACAI, INCとのアサイーのアジア事業開発に向けた協議開始及び覚書の締結後、まずは日本におけるテスト店舗の出店に向けて、ロケーションの選定や商品・オペレーションの確認などを進めております。並びに、サステナブルマッチングプラットフォーム構築については、プラットフォーム開発に関する委託先を絞り込み、要件定義を進めております。直近で政府から発表されてお

ります、「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI）」の中でも、アグロフォレストリーについての言及がされており、当社と致しましても、この流れに沿う形で取り組みを進めてまいります。一方で短期的には、第3四半期以降特に顕著に表れているアサイーにおける国内需要の盛り上がりへの対応のため、一時的にリソースを国内事業に集中する必要がある状況となっております。まずはこの好機を確実に捉え、安定した供給体制を確保した上で、再度中長期的な成長に向けた取り組みを再開していく予定です。

(単位：千円)

|                | 2023年3月期 | 2024年3月期  | 増減額     | 増減率   |
|----------------|----------|-----------|---------|-------|
| 売上高            | 804,885  | 1,136,859 | 331,973 | 41.2% |
| 売上原価           | 492,626  | 780,455   | 287,829 | 58.4% |
| 売上総利益          | 312,259  | 356,404   | 44,144  | 14.1% |
| 販売費及び<br>一般管理費 | 624,272  | 619,493   | △4,778  | △0.8% |
| 営業損失(△)        | △312,012 | △263,088  | 48,923  | －     |
| 経常損失(△)        | △307,346 | △306,982  | 364     | －     |

売上高好調の主な要因といたしましては、当社事業の中心であるアサイー関連商品の好調が続く中、輸入の遅れにより、欠品・品薄が続いておりましたが、3月下旬の船の到着後、素早くお客様に商品をお届けできたことが、第4四半期に大きく貢献しました。欠品・品薄の対策として、国内備蓄原材料を有効活用して国内製造の商品に代替し、店頭での品薄を最小限に抑えたことも、売上高好調の要因となっております。中でも、当社の主力品である冷凍アサイーピューレが川の干ばつによって船の航行に支障をきたし、輸入の遅れに見舞われる中、国内製造品であるお家でアサイーボウルや、アサイーグロッソアイスなど、アサイーボウルのベースとなる冷凍商品が特に好調に推移していることから、以前のアサイーブーム時同様の盛り上がりが見て取れます。加えて、市場の盛り上がりに合わせて、冷凍商品だけではなく、フルッタアサイーシリーズ（ドリンクタイプ）も前年比で126.6%と好調に推移しており、ヨーグルトと掛け合わせた使用法の提案などによって、商品が限られる中でも最大限の供給を行うことで、様々な商品の露出を増やすことに成功いたしました。一方、需要増に

対し供給面では、原料供給元でもあるブラジルの状況は徐々に回復しているものの、対策といたしまして、複数航路の確保や出荷時期の調整などを検討しております。

また、アサイーに関しては、食品業界に先駆けてアグロフォレストリー原料使用による二酸化炭素削減量の可視化を実現させた「CO<sub>2</sub>削減マーク」の記載が進む中、サステナブルフードとして大手流通企業への採用実績も出てきており、当事業の根幹であるアグロフォレストリーに対する関心が高まっていることがうかがえます。この背景の一部にも、前述のアサイー人気の火付け役と同じく、自らの行動で環境や社会課題の解決に貢献するといった志向が強いZ世代のサステナブル・エシカル消費が関係しており、消費のあり方を変えようとする力が、当社ビジネスの後押しとなっております。今後もこれらの盛り上がりを見せる国内需要を確実に捉えつつ、主力商品であるアサイーの拡販、事業の根幹であるアグロフォレストリーのプラットフォーム化に向けて、コアビジネスの強化・拡大を図ってまいります。

売上原価及び売上総利益においては、想定以上の円安による影響と、欠品・品薄の対策として立ち上げた国内製造による加工費の増加により、売上高の伸長率と比べると、売上総利益の伸長率は鈍化する結果となりました。特に、この円安基調は今後も当面続くと考えられるため、対策といたしまして、価格改定やアサイーボウルやスムージーなどの価格に左右されにくい付加価値の高い商品の提案強化により、為替の影響を最小限に抑え、適正な売上総利益の確保に努めてまいります。

販売費及び一般管理費につきましては、売上高増加に伴い物流コスト（倉庫料、荷造運賃発送費）が49,666千円の増加となっておりますが、物流コストの上昇が続く中で、在庫回転率の上昇に伴い倉庫料を圧縮することができたことにより、売上高伸長率に比例した一定の率内に抑えることができております。また、人件費・業務委託費合計で60,762千円減少したことなどにより、前事業年度より4,778千円の減少(前年比99.2%)となりました。

結果として、当事業年度の営業損失は263,088千円(前事業年度は営業損失312,012千円)、経常損失は円安の影響により、外貨建債務の為替差損を17,108千円計上したこと、成長投資に必要な資金調達に関する費用を

25,926千円計上したことなどにより306,982千円(前事業年度は経常損失307,346千円)、当期純損失は306,442千円(前事業年度は当期純損失308,296千円)となり、前年比で売上高は増収、営業損失は縮小となっております。

当社は輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別の売上高は次のとおりであります。

|              | (単位:千円)  |           |         |       |
|--------------|----------|-----------|---------|-------|
|              | 2023年3月期 | 2024年3月期  | 増減額     | 増減率   |
| リテール<br>事業部門 | 371,597  | 548,788   | 177,190 | 47.7% |
| 業務用<br>事業部門  | 293,451  | 417,665   | 124,213 | 42.3% |
| DM<br>事業部門   | 122,233  | 151,676   | 29,443  | 24.1% |
| (注1)         |          |           |         |       |
| 海外<br>事業部門   | 17,603   | 18,729    | 1,126   | 6.4%  |
| 合計           | 804,885  | 1,136,859 | 331,973 | 41.2% |

(注1) ダイレクトマーケティング事業部門

#### ①リテール事業部門

スーパーマーケットを中心とした小売店について、上半期は楊枝甘露(ヨンジーガムロ)や台湾フルーツティーなどの新商品が好調に推移する一方で、下半期においては冷凍アサイーピューレやお家でアサイーボウル、フルッタアサイーシリーズが好調に推移し、売上高に大きく貢献しました。中でも、フルッタアサイーシリーズにおいては、前述の凍らせることで作れるアサイーボウルレシピや、ヨーグルトと掛け合わせたメニュー提案などを行うことで、商品が限られる中でも最大限の供給を行うことにより、露出を増やすことに成功しました。また、冷凍アサイーピューレ、お家でアサイーボウルにおいては、市場の盛り上がりによる

後押しもあり、小売業からの問い合わせも多く、露出面が増えております。今後も継続して既存品の露出強化を図ると共に、より利便性の高い新商品を計画しており、手軽にアサイーボウルが食べられる環境を提供してまいります。一方で、大手会員制倉庫型店においては、前年から引き続き楊枝甘露(ヨンジーガムロ)の拡売に加え、新商品のカシューフルーツミックススムージーを発売したことで、当事業年度通期で堅調に推移しております。

この結果、当事業年度のリテール事業部門全体の売上高は548,788千円(前年比147.7%)となりました。

## ②業務用事業部門

外食向け原料販売では、アサイーグロッソアイスを中心に、アサイーボウルやスムージーのベースとして活用されている商品が、第3四半期にも増して、個店向けの業務用通販サイトBIZWEBにおいて広がり、新規顧客が大幅に増加したことで、売上高を中心に大きく貢献いたしました。当事業年度末時点で、BIZWEBへ登録されている企業数は、前年比145.0%と大幅に増加しております。また、弊社原料を使用しております、タリーズコーヒージャパン株式会社の商品「ヨーグルト&アサイー」においても、SNS上で話題となり、売り切れる店舗が現れるほどにまで盛り上がっております。今後はお客様からの要望に応じて、より使いやすい業務用商品を開発することで、新たな業務用の軸を確立させたいと考えております。

また、アサイーの代替肉をはじめとした植物性タンパク質訴求食品における血液代替原料となり得る価値の訴求についても、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社のプライベートブランド『GREEN GROWERS Meal(グリーン growers ミール)』において、第2弾となる「キーマカレー」が発売され、売上に貢献すると共に、CO2吸収量を一製品あたりの削減量として換算した「CO2削減マーク」の他社製品への初の使用事例であり、ブランドコンセプトとの親和性の高さからこの度の採用に至りました。

メーカー向け原料販売については、前述のアサイーの盛り上がりに関連して、徐々に新規案件が増えてきており、アサイー5倍濃縮エキスや、フリーズドライパウダーなどが好調に推移しております。今後、市場の盛り上がりは自社品から他社品へと広がることが予想されるため、チャンスロスを起こすことのないよう、供給体制の強化に努めてまいり

ます。一方で、サステナブル原料に関する問い合わせは日に日に増加しており、前述の「CO2削減マーク」の他社製品への使用事例を武器に、近年特に重要な課題となっている「責任ある調達（サステナブル調達）」に対応した付加価値型原料としてさらなる拡大に努めてまいります。

この結果、当事業年度の業務用事業部門の売上高は417,665千円（前年比142.3%）となりました。

### ③ダイレクトマーケティング（DM）事業部門

ECチャンネルにおいては、前述のアサイーの盛り上がりにおける火付け役となっているZ世代の購入チャンネルとして、プラットフォームを中心に好調に推移しております。現在も一部商品においては、出荷制限を設けながらの販売となっており、供給体制の早期安定により、多くのお客様へ商品を届けられるよう努めてまいります。一方で、プラットフォームを拡大したことにより、一部自社ECなどへ自社競合が発生する結果となっており、今後は販売チャンネルごとの役割を明確にし、自社ECにおいては自社でしかできない、気分や栄養素に応じて商品提案できる仕掛け作りや、CO<sub>2</sub>削減量可視化をはじめとした環境問題への取り組み強化などを含めたりリニューアルにより、EC市場全体での拡売・収益確保に取り組んでまいります。

この結果、当事業年度のダイレクトマーケティング事業部門全体の売上高は151,676千円（前年比124.1%）となりました。

### ④海外事業部門

主力のカカオ豆について、第4四半期につきましては、前年に比べて出荷タイミングが遅くなったことや、米ドルでの取引を行っていることで為替による好影響を受けたことにより、前年を大幅に上回る結果となりました。当事業年度通期では、物量としては前年と比べて減少しているものの、売上高としては前述の為替の影響もあり微増となっております。当社のカカオビジネスはCO<sub>2</sub>削減量の観点からも大きな役割を担っているため、引き続きCAMTAと協力しながら増産に向けて取り組んでまいります。近年、次世代型食料供給産業に注目が集まる中で、近い将来、アグロフォレストリーが国際機関の目指す「温暖化ガス削減」や「ネイチャーポジティブ」の数少ない成功事例となり得ることを鑑み、アグロフォレストリーを中心としたサステナブルマッチングプラットフォーム

フォーム化に向けた取り組みを進めております。当社にしかできないソリューションを提供することで、売上拡大を図ってまいります。

この結果、当事業年度の海外事業部門の売上高は18,729千円（前年比106.4%）となりました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                        | 2021年3月期<br>第 19 期 | 2022年3月期<br>第 20 期 | 2023年3月期<br>第 21 期 | 2024年3月期<br>第 22 期(当事業年度) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|
| 売 上 高                      | 692百万円             | 780百万円             | 804百万円             | 1,136百万円                  |
| 経 常 損 失 ( △ )              | △277百万円            | △320百万円            | △307百万円            | △306百万円                   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )            | △287百万円            | △322百万円            | △308百万円            | △306百万円                   |
| 1 株 当 た り 当 期 純 損 失<br>(△) | △29.35円            | △16.26円            | △10.41円            | △9.02円                    |
| 総 資 産                      | 2,069百万円           | 1,514百万円           | 1,201百万円           | 1,644百万円                  |
| 純 資 産                      | 1,199百万円           | 1,307百万円           | 899百万円             | 975百万円                    |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を第20期の期首から適用しており、第19期の売上高の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、アグロフォレストリーの多様性を生かしたマーケティング活動を行うことで、経済活動を発展させ、アグロフォレストリーに利益を還元することにより、森の再生を促進してまいりました。経済の力で環境を再生させるビジネスモデルはNATURE POSITIVEと呼ばれており、アグロフォレストリーは数少ない実践例として注目されています。持続可能な食料供給システムと生物多様性の保全が必要である中、当社のアグロフォレストリーを活用したビジネスモデルは、食料供給システム全体に貢献できると考えております。当社のビジョンにより一層共感していただける様、積極的な情報発信を行うことで、更なる認知度の向上に努めてまいります。

各取組みについては、下記のとおりです。

##### i. 成長するアサイー市場に向けた取り組み

アサイーの世界市場規模は2023年時点で約10億米ドルと評価されており、約12.5%の年平均成長率で成長し、2036年までに約40億米ドルに達すると予測されています。中でも、特にアジア太平洋地域におけるアサイーの市場規模は、大幅な成長が予測されており、2036年末までに最大10億米ドルの市場規模に達すると予想されています。成長に寄与する主な要因は、政府の支援政策に支えられたヘルスケア及び製薬分野の急速な拡大です。（注1）また、日本市場においても、近年のコロナ禍を経て、アサイーの健康価値が再注目され、アサイー市場の再活性の兆しが見えていていると考えております。当社は、日本におけるアサイーを用いた事業の先駆者として、日本国内におけるさらなる拡大はもちろんのこと、今後はアジアを中心とした世界に向けて、アサイーを中心としたアマゾンフルーツの健康価値の啓蒙普及活動を行うとともに、アサイーを中心としたアマゾンフルーツの原料・製品を販売していき、アジアにおけるメインプレイヤーとなることを目指します。

（注1）「世界のアサイーベリー市場に関する調査レポート：予測2024－2036年」SDKI.Inc.

##### ii. アサイー機能性研究

当社は前述の市場成長の中で、お客様にアサイーの価値を理解し、生活の一部として継続的に消費してもらうため、アサイーの機能性研究を継続しております。アサイーの造血機能研究においては、今までの研究結果で得られた価値を機能性表示として多くのお客様へ認知していただくため、臨床実験、原因物質の特定、特許化へ向けた取り組みを進めております。また、世

界では、アサイー機能性研究としては、上記造血機能性だけでなく、新型コロナウイルス（COVID-19）に感染した患者の細胞内に生じるNLRP3誘発性炎症の重症化をアサイーで抑制し得るかの臨床研究をはじめとした、様々な研究が実施されています。当社は、豊富な栄養素を含みスーパーフードとして認知されるアサイーの様々な機能を解き明かし、付加価値として積極的に情報公開していくことで、アサイーをより手に取っていただける商品へと進化させてまいります。

### iii. 成長するサステナブル関連市場に向けた取り組み

SDGsに関連した持続可能なビジネスモデルによりもたらされる経済的機会には2030年までに年間最高12兆ドルとなり、3億8千万人分の雇用を創出する可能性があるとも考えられています。(注2)その中でも当社の事業に関連する食品については、2023年時点のエシカル食品の世界市場の規模が約4,502億ドル(約63兆円)となっており、今後も成長を続け、2030年には7,294億ドル(約102兆円)に達する見通しとなっています。(注3)

国内のサステナブルフードの市場規模においても、2021年時点で1兆6,104億円(前年比13.7%増)と推計されています。今後もサステナブルフード市場の成長は続くと予想されており、2030年には2兆6,556億円~6兆円の規模に達すると見込まれています。(注3, 4)

当社は創業から20年間、アグロフォレストリーの多様性を活かしたマーケティング活動を継続して行ってまいりました。特に近年、次世代型食料供給産業に注目が集まる中で、近い将来、アグロフォレストリーが国際機関の目指す「温暖化ガスの削減」や「ネイチャーポジティブ」の数少ない成功事例となり得ることを鑑み、アグロフォレストリーを中心としたサステナブルマッチングプラットフォーム化に向けた取り組みを進めてまいります。

(注2) 「よりよきビジネスよりよき世界 (Better Business, Better World)」ビジネス&持続可能開発委員会 (Business & Sustainable Development Commission)

(注3) 「消費をのみ込むエシカルの波」日経ビジネス

(注4) 「SDGs社会に向けて変革するサステナブルフード市場の現状と将来予測」富士経済グループ

### iv. 黒字化へ向けた事業部門別取り組み

#### ・リテール事業部門

好調に推移しているアサイー関連商材のさらなる販路拡大に加え、製品へCO2削減マーク記載を武器として、定番採用増に繋げてまいります。

- ・業務用事業部門

外食向け原料販売については、アサイーの代替肉における血液代替原料となり得る価値の訴求を武器として、成功事例を積み上げてまいります。メーカー向け原料販売については、造血機能研究をフックとして、健康食品向け原料への新規採用を図ってまいります。

- ・DM事業部門

販売チャネルごとの役割を明確にし、自社ECにおいてはチャネル特性に合った新商品の開発や、CO<sub>2</sub>削減量可視化の取り組みの強化など、価格に左右されにくい当社独自の価値提供により、EC市場全体での拡売・収益確保に取り組んでまいります。

- ・海外事業部門

引き続きCAMTAと協力しながら増産に向けて取り組んでいくと共に、アグロフォレストリーを中心としたサステナブルマッチングプラットフォーム構築に向けた取り組みを進めてまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)**

ブラジル最大手アマゾンフルーツサプライヤーCAMTAより、冷凍パ  
ルプの国内独占輸入販売代理店としてアサイーをはじめとするアマゾンフ  
ルーツを輸入し、加工販売しております。

各事業の主要な事業内容は、以下のとおりです。

(リテール事業)

- ・スーパーマーケット、大手会員制倉庫型店等への自社ブランド及びP  
B製品の販売

(業務用事業)

- ・外食産業向け製商品の販売
- ・飲料、菓子他メーカー向け原料の販売

(DM事業)

- ・自社製品のインターネット通販

(海外事業)

- ・アグロフォレストリーカカオ豆の販売
- ・海外事業展開

**(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)**

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 区     | 分   | 所 在 地   |
| 事 務 所 | 本 社 | 東京都千代田区 |

**(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)**

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------------|-------|--------|
| 23名     | 4名減        | 43.1歳 | 4.7年   |

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。

2. 当社は、輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記  
載を省略しております。

**(8) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)**

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数

|        |              |
|--------|--------------|
| 普通株式   | 134,847,832株 |
| A種種類株式 | 5,848,887株   |

(注) 2023年12月14日開催の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにA種種類株主様による種類株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2023年12月14日付で、発行可能株式総数を60,664,112株から134,847,832株に変更しております。

### (2) 発行済株式の総数

|        |             |
|--------|-------------|
| 普通株式   | 38,937,789株 |
| A種種類株式 | 2,073株      |

(注) 普通株式の総数はA種種類株式の普通株式転換行使により4,095,460株の増加、及び第11回新株予約権の権利行使により4,240,000株の増加をしております。

### (3) 株主数

|        |         |
|--------|---------|
| 普通株式   | 13,588名 |
| A種種類株式 | 1名      |

### (4) 大株主

#### ア.普通株式

| 株主名                                                                                     | 持株数        |      |            | 合計株式<br>持株比率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|------------|--------------|
|                                                                                         | 普通株式       | 種類株式 | 合計株式       |              |
| 楽天証券株式会社                                                                                | 2,653,800株 | －株   | 2,653,800株 | 6.81%        |
| 松岡 修司                                                                                   | 1,100,000株 | －株   | 1,100,000株 | 2.82%        |
| 今野 秀彰                                                                                   | 1,000,000株 | －株   | 1,000,000株 | 2.56%        |
| 豊岡 幸治                                                                                   | 966,600株   | －株   | 966,600株   | 2.48%        |
| 株式会社SBI証券                                                                               | 783,300株   | －株   | 783,300株   | 2.01%        |
| MLI FOR CLIENT<br>GENERAL NON<br>TREATY-PB                                              | 636,200株   | －株   | 636,200株   | 1.63%        |
| STATE STREET BANK<br>AND TRUST COMPANY<br>510643                                        | 530,000株   | －株   | 530,000株   | 1.36%        |
| 山本 宏光                                                                                   | 370,000株   | －株   | 370,000株   | 0.95%        |
| BNP PARIBAS LONDON<br>BRANCH FOR PRIME<br>BROKERAGE<br>CLEARANCE ACC FOR<br>THIRD PARTY | 320,500株   | －株   | 320,500株   | 0.82%        |
| GMOクリック証券株式会社                                                                           | 301,000株   | －株   | 301,000株   | 0.77%        |

(注) 自己株式は保有していません。

### イ.A種種類株式

| 株主名  | 持株数  |        |        | 合計株式<br>持株比率 |
|------|------|--------|--------|--------------|
|      | 普通株式 | 種類株式   | 合計株式   |              |
| 長澤 誠 | -株   | 2,073株 | 2,073株 | 100.0%       |

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### ①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の概要 (2024年3月31日現在)

該当事項はございません。

#### ②その他新株予約権等の状況

イ.2023年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回乃至第13回新株予約権（以下それぞれを「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」及び「第13回新株予約権」といい、個別に又は総称して「コミット・イシュー型新株予約権」といいます。）の概要

(2024年3月31日現在)

|                     | コミット・イシュー型新株予約権                                                                                                                          |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数             | 547,200個<br>第11回新株予約権：182,400個<br>第12回新株予約権：182,400個<br>第13回新株予約権：182,400個                                                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 普通株式 54,720,000株<br>第11回新株予約権：18,240,000個<br>第12回新株予約権：18,240,000個<br>第13回新株予約権：18,240,000個<br>(新株予約権1個につき100株)                          |
| 発行価額                | 総額 2,900,160円<br>第11回新株予約権1個当たり12円<br>第12回新株予約権1個当たり3円<br>第13回新株予約権1個当たり0.9円                                                             |
| 行使価額の修正             | 上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は各コミット・イシュー型新株予約権につき以下の通りですが、下限行使価額においても、潜在株式数は54,720,000株であります。<br><第11回新株予約権><br>当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当） |

|         | コミット・イシュー型新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行使価額の修正 | <p>&lt;第12回新株予約権&gt;<br/> 当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、第12回新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日（以下に定義します。以下同じ。）の取引所（以下に定義します。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正 されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。</p> <p>&lt;第13回新株予約権&gt;<br/> 当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、第13回新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正 されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。</p> <p>「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。コミット・イシュー型新株予約権の行使価額は、2023年12月18日に初回の修正がされ、以後3価格算定日（以下に定義します。）が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、取引日であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3価格算定日目の日の翌取引日（以下「修正日（コミット・イシュー型）」）といたします。）に、修正</p> |

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        | コミット・イシュー型新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 行使価額の修正                                | <p>日（コミット・イシュー型）に先立つ3連続価格算定日（以下「価格算定期間」といいます。）の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額（以下「基準行使価額」といいます。）（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>また、いずれかの価格算定期間内にコミット・イシュー型新株予約権の各発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</li> <li>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</li> <li>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずのものとする。）</li> </ol> |
| 新株予約権の行使期間                             | 2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により新株式を発行する場合における増加する資本及び資本準備金 | <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 割当先                                    | 第三者割当の方法により、全てのコミット・イシュー型新株予約権をEVO FUNDに割り当て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

ロ.2023年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した当社代表取締役である長澤誠氏（以下「長澤氏」といい、EVO FUNDとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第14回新株予約権及びEVO FUNDを割当先とする第15回新株予約権（以下、それぞれを「第14回新株予約権」及び「第15回新株予約権」といい、個別に又は総称して「随時行使型新株予約権」といいます。）の概要

(2024年3月31日現在)

|                     | 随時行使型新株予約権                                                                             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数             | 374,000個<br>第14回新株予約権：187,000個<br>第15回新株予約権：187,000個                                   |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 普通株式 37,400,000株<br>第14回新株予約権：18,700,000個<br>第15回新株予約権：18,700,000個<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額                | 総額 224,400円<br>第14回新株予約権1個当たり0.6円<br>第15回新株予約権1個当たり0.6円                                |

|                                          | 随時行使型新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行使価額の修正                                  | <p>上限行使価額はありません。</p> <p>下限行使価額はいずれの各随時行使型新株予約権についても当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、2025年12月18日に、当該日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。下限行使価額においても、潜在株式数は37,400,000株であります。</p> <p>随時行使型新株予約権の行使価額は、2024年6月15日に初回の修正がされ、以後2026年6月15日、2028年6月15日、2030年6月15日（以下、個別に又は総称して「修正日（随時行使型）」といいます。）に、当該修正日（随時行使型）の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日（随時行使型）の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日（随時行使型）以降、当該修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額（以下「修正日価額」といいます。）に修正されます。但し、当該修正日価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。</p> |
| 新株予約権の行使期間                               | 2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使により新株を發行する場及<br>おける増加する資<br>本準備金 | <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 割 当 先                                    | 第三者割当の方法により、全ての第14回新株予約権を長澤氏に、全ての第15回新株予約権をEVO FUNDに、それぞれ割り当て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

| 地 位                | 氏 名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                         |
|--------------------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長執行役員CEO | 長 澤 誠    |                                                                      |
| 取 締 役              | マイケル・ラーチ | Evolution Capital Management<br>LLC創業者兼最高投資責任者<br>EVO FUND代表者兼ディレクター |
| 取 締 役              | 鈴 木 朗 広  | 金井公認会計士・税理士事務所<br>公認会計士                                              |
| 常 勤 監 査 役          | 徳 島 一 孝  |                                                                      |
| 監 査 役              | 村 上 雅 哉  | 愛宕虎ノ門法律事務所 弁護士                                                       |
| 監 査 役              | 石 田 龍    | コモンズ総合法律事務所 弁護士                                                      |

- (注) 1. 取締役鈴木朗広氏は、社外取締役であります。
2. 取締役鈴木朗広氏は、公認会計士資格を有しており、公認会計士としての豊富な知見と経験を有しております。
3. 監査役村上雅哉氏及び石田龍氏は、社外監査役であります。
4. 監査役村上雅哉氏及び石田龍氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての豊富な知見と経験を有しております。
5. 当社は、取締役鈴木朗広氏、監査役村上雅哉氏及び監査役石田龍氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

| 地 位                            | 氏 名   | 担 当 |
|--------------------------------|-------|-----|
| 代 表 取 締 役<br>社 長 執 行 役 員 C E O | 長 澤 誠 |     |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第35条の規定に基づき、社外取締役の鈴木朗広及び社外監査役の村上雅哉、石田龍の両氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査

役並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の賠償責任による損害を補填することとしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |          | 対象となる役員<br>の員数(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|-------------|----------|-------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等   |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 32<br>(2)       | 32<br>(2)       | —<br>(—)    | —<br>(—) | 3<br>(1)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12<br>(4)       | 12<br>(4)       | —<br>(—)    | —<br>(—) | 4<br>(2)          |
| 合計               | 45<br>(7)       | 45<br>(7)       | —<br>(—)    | —<br>(—) | 7<br>(3)          |

(注) 1. 上記表には2023年6月28日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

###### イ. 決定方針の内容の概要

株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案する。

ウ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の内容は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員CEO長澤誠が決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案して報酬額を決定するものであり、これらの権限を委任した理由は、経営環境及び業績を勘案し、各取締役の貢献度等を評価するには、経営責任者である代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

| 地位  | 氏名   | 兼職する法人名        | 兼職の内容 |
|-----|------|----------------|-------|
| 取締役 | 鈴木朗広 | 金井公認会計士・税理士事務所 | 公認会計士 |
| 監査役 | 村上雅哉 | 愛宕虎ノ門法律事務所     | 弁護士   |
| 監査役 | 石田龍  | コモンズ総合法律事務所    | 弁護士   |

- (注) 1.鈴木朗広氏が勤める金井公認会計士・税理士事務所と当社との間には、税務顧問契約を締結しております。
- 2.村上雅哉氏が共同代表を務める愛宕虎ノ門法律事務所と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 3.石田龍氏が勤めるコモンズ総合法律事務所と当社との間には、法律顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位  | 氏名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鈴木 朗 広 | <p>当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての専門的の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務状況について専門的な立場から豊富な実務経験により監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>              |
| 監査役 | 村上 雅 哉 | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会20回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制等について適宜、必要な発言を行い、適切な役割を果たしております。</p>       |
| 監査役 | 石 田 龍  | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会20回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行い、適切な役割を果たしております。</p> |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 みつば監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | みつば監査法人 |
|--------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18百万円   |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、使用人の職務執行についての基本方針

当社は、「自然と共に生きる」を企業理念とし、地球環境に貢献するべく、「経済が環境を復元させる事業モデルの構築～グリーンエコノミーの実現～」を推し進めております。

このような当社の企業理念・価値観を、全ての役員・従業員等が共有・実践し、職務を遂行する事を基本方針とし、社会的良識ある企業活動に心掛け、お客様、取引先、株主の皆様などステークホルダーの期待に応えて参ります。

また当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

- (2)取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス規程、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程（その附表）等を制定し、社内に徹底を図っております。
  - ② 監査役は、監査役監査規程に基づき、監査を適宜行っております。また、重要な会議（取締役会、経営会議等）への出席や内部監査責任者との連携より、監査の実効性の向上に努めております。
  - ③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査責任者を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- (3)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理部を総括管理担当部署とし、法令及び文書管理規程に基づき記録・保存しております。
  - ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できます。
  - ③ 書類の保存については、監査役、内部監査責任者が適宜チェックしております。
- (4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクについて、全社的なリスク管理に関する取組みの企画、立案、調整及び推進は経営管理部が行うものとしております。
  - ② 危機発生時には、対策部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。
- (5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能とを分離しております。
  - ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
  - ③ 社長、社長が指名する執行役員、ゼネラルマネージャー及びシニアマネージャー等で構成される戦略本部会議を開催し、経営の計画、戦略に関わる事項並びに各部門の重要な執行案件について報告及び審議を行い、経営活動の効率化を図っております。
  - ④ 取締役会規程・組織規程・職務分掌規程・職務権限規程・稟議規程による決裁権限の明確化・迅速化と決裁に係る関係部署への情報伝達の徹底を図っております。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ① 監査役は職務を補助すべき使用人を配置していませんが、監査役から職務の補助を求められた場合は、内部監査責任者が監査役の職務を補佐しております。

- ② 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないこととしております。
- (7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な社内会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から業務の執行状況の報告を求められます。
  - ② 取締役、執行役員及び使用人は、法令に反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、すみやかに監査役に報告するものとしております。
- (8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施しております。
  - ② 監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1)取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を19回開催しております。

### (2)監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・戦略本部会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査責任者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

### (3)内部監査の実施

内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

### (4)財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               | 科目              | 金額                |
|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,015,536</b> | <b>流動負債</b>     | <b>665,020</b>    |
| 現金及び預金          | 377,724          | 買掛金             | 290,085           |
| 売掛金             | 198,633          | 1年内償還予定の社債      | 300,000           |
| 商品及び製品          | 244,542          | 未払金             | 56,390            |
| 原材料及び貯蔵品        | 131,300          | 未払費用            | 7,973             |
| 前渡金             | 77               | 未払法人税等          | 6,858             |
| 前払費用            | 7,463            | 前受金             | 1,192             |
| その他             | 55,794           | 預り金             | 2,519             |
| <b>固定資産</b>     | <b>629,016</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>3,755</b>      |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>-</b>         | 資産除去債務          | 3,755             |
| 建物              | 8,654            | <b>負債合計</b>     | <b>668,775</b>    |
| 機械及び装置          | 6,660            | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 工具、器具及び備品       | 13,441           | <b>株主資本</b>     | <b>998,590</b>    |
| 減価償却累計額         | △28,756          | 資本金             | 1,047,795         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>629,016</b>   | 資本剰余金           | 1,174,752         |
| 投資有価証券          | 565,352          | 資本準備金           | 1,047,795         |
| 出資金             | 500              | その他資本剰余金        | 126,957           |
| その他             | 63,163           | <b>利益剰余金</b>    | <b>△1,223,957</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,644,552</b> | その他利益剰余金        | △1,223,957        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | △1,223,957        |
|                 |                  | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△25,429</b>    |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | △25,429           |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>2,615</b>      |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>975,777</b>    |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,644,552</b>  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 1,136,859 |
| 売 上 原 価                 |        | 780,455   |
| 売 上 総 利 益               |        | 356,404   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 619,493   |
| 営 業 損 失                 |        | 263,088   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 4      |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 322    |           |
| 助 成 金                   | 1,587  |           |
| そ の 他                   | 202    | 2,116     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 16     |           |
| 社 債 利 息                 | 2,958  |           |
| 為 替 差 損                 | 17,108 |           |
| 資 金 調 達 費 用             | 25,926 | 46,009    |
| 経 常 損 失                 |        | 306,982   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 1,489  | 1,489     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |        | 305,492   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 950    | 950       |
| 当 期 純 損 失               |        | 306,442   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2023年 4月 1日から  
2024年 3月31日まで ）

(単位：千円)

|                                       | 株主資本      |           |              |             |                             |             | 株主資本<br>合計 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
|                                       | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金                       |             |            |
|                                       |           | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |
| 当 期 首 残 高                             | 970,157   | 970,157   | 126,957      | 1,097,114   | △917,515                    | △917,515    | 1,149,757  |
| 当 期 変 動 額                             |           |           |              |             |                             |             |            |
| 新株予約権の<br>行 使                         | 77,637    | 77,637    |              | 77,637      |                             |             | 155,275    |
| 当 期 純 損 失<br>(△)                      |           |           |              |             | △306,442                    | △306,442    | △306,442   |
| 株主資本以外の<br>項 目 の<br>当 期 変 動 額<br>(純額) |           |           |              |             |                             |             |            |
| 当期変動額合計                               | 77,637    | 77,637    | —            | 77,637      | △306,442                    | △306,442    | △151,167   |
| 当 期 末 残 高                             | 1,047,795 | 1,047,795 | 126,957      | 1,174,752   | △1,223,957                  | △1,223,957  | 998,590    |

|                                       | 評価・換算差額等         |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|------------------|----------------|-----------|-----------|
|                                       | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                             | △251,937         | △251,937       | 1,489     | 899,309   |
| 当 期 変 動 額                             |                  |                |           |           |
| 新株予約権の<br>行 使                         |                  |                |           | 155,275   |
| 当 期 純 損 失 (△)                         |                  |                |           | △306,442  |
| 株主資本以外の<br>項 目 の<br>当 期 変 動 額<br>(純額) | 226,508          | 226,508        | 1,125     | 227,634   |
| 当期変動額合計                               | 226,508          | 226,508        | 1,125     | 76,467    |
| 当 期 末 残 高                             | △25,429          | △25,429        | 2,615     | 975,777   |

# 個別注記表

## 1 継続企業の前提に関する注記

当社は、継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

当事業年度においても営業損失263,088千円、経常損失306,982千円及び当期純損失306,442千円を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社は以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

### i. 成長するアサイー市場に向けた取り組み

アサイーの世界市場規模は2023年時点で約10億米ドルと評価されており、約12.5%の年平均成長率で成長し、2036年までに約40億米ドルに達すると予測されています。中でも、特にアジア太平洋地域におけるアサイーの市場規模は、大幅な成長が予測されており、2036年末までに最大10億米ドルの市場規模に達すると予想されています。成長に寄与する主な要因は、政府の支援政策に支えられたヘルスケア及び製菓分野の急速な拡大です。(注1) また、日本市場においても、近年のコロナ禍を経て、アサイーの健康価値が再注目され、アサイー市場の再活性の兆しが見えていてと考えております。当社は、日本におけるアサイーを用いた事業の先駆者として、日本国内におけるさらなる拡大はもちろんのこと、今後はアジアを中心とした世界に向けて、アサイーを中心としたアマゾンフルーツの健康価値の啓蒙普及活動を行うとともに、アサイーを中心としたアマゾンフルーツの原料・製品を販売していき、アジアにおけるメインプレイヤーとなることを目指します。

(注1) 「世界のアサイーベリー市場に関する調査レポート：予測2024-2036年」  
SDKI.Inc.

### ii. アサイー機能性研究

当社は前述の市場成長の中で、お客様にアサイーの価値を理解し、生活の一部として継続的に消費してもらうため、アサイーの機能性研究を継続しております。アサイーの造血機能研究においては、今までの研究結果で得られた価値を機能性表示として多くのお客様へ認知していただくため、臨床実験、原因物質の特定、特許化へ向けた取り組みを進めております。また、世界では、アサイー機能性研究としては、上記造血機能性だけでなく、新型コロナウイルス(COVID-19)に感染した患者の細胞内に生じるNLRP3誘発性炎症の重症化をアサイーで抑制し得るかの臨床研究をはじめとした、様々な研究が実施されています。当社は、豊富な栄養素を含みスーパーフードとして認知されるアサイーの様々な機能を解き明かし、付加価値として積極的に情報公開していくことで、アサイーをより手に取っていただける商品へと進化させてまいります。

### iii. 成長するサステナブル関連市場に向けた取り組み

SDGsに関連した持続可能なビジネスモデルによりもたらされる経済的機会は2030年までに年間最高12兆ドルとなり、3億8千万人分の雇用を創出する可能性があるとも考えられています。(注2)その中でも当社の事業に関連する食品については、2023年時点のエシカル食品の世界市場の規模が約4,502億ドル(約63兆円)となっており、今後も成長を続け、2030年には7,294億ドル(約102兆円)に達する見通しとなっています。(注3)

国内のサステナブルフードの市場規模においても、2021年時点で1兆6,104億円(前年比13.7%増)と推計されています。今後もサステナブルフード市場の成長は続く予想されており、2030年には2兆6,556億円~6兆円の規模に達すると見込まれています。(注3, 4)

当社は創業から20年間、アグロフォレストリーの多様性を活かしたマーケティング活動を継続して行ってまいりました。特に近年、次世代型食料供給産業に注目が集まる中で、近い将来、アグロフォレストリーが国際機関の目指す「温暖化ガスの削減」や「ネイチャーポジティブ」の数少ない成功事例となり得ることを鑑み、アグロフォレストリーを中心としたサステナブルマッチングプラットフォーム化に向けた取り組みを進めてまいります。

(注2) 「よりよきビジネスよりよき世界 (Better Business, Better World)」ビジネス & 持続可能開発委員会 (Business & Sustainable Development Commission)

(注3) 「消費をのみ込むエシカルの波」日経ビジネス

(注4) 「SDGs社会に向けて変革するサステナブルフード市場の現状と将来予測」富士経済グループ

### iv. 黒字化へ向けた事業部門別取り組み

#### ・リテール事業部門

好調に推移しているアサイー関連商材のさらなる販路拡大に加え、製品へCO2削減マーク記載を武器として、定番採用増に繋げてまいります。

#### ・業務用事業部門

外食向け原料販売については、アサイーの代替肉における血液代替原料となり得る価値の訴求を武器として、成功事例を積み上げてまいります。メーカー向け原料販売については、造血機能研究をフックとして、健康食品向け原料への新規採用を図ってまいります。

#### ・DM事業部門

販売チャネルごとの役割を明確にし、自社ECにおいてはチャネル特性に合った新商品の開発や、CO<sub>2</sub>削減量可視化の取り組みの強化など、価格に左右されにくい当社独自の価値提供により、EC市場全体での拡売・収益確保に取り組んでまいります。

- ・海外事業部門

引き続きCAMTAと協力しながら増産に向けて取り組んでいくと共に、アグロフォレストリーを中心としたサステナブルマッチングプラットフォーム構築に向けた取り組みを進めてまいります。

v. 財政基盤の安定化について

アサイー原材料の資金化と売上拡大で資金確保を図るとともに、新株予約権の行使等も含めた資本政策により財務基盤の安定化に取り組んでまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。

しかしながら、今後の利益体質への変革を目指した、売上や収益性の改善のための施策の効果には一定程度の時間を要し、今後の経済環境にも左右されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は財務諸表に反映しておりません。

## 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料、貯蔵品

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

主に定率法によっております。

ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～18年 |
| 機械及び装置    | 10年    |
| 工具、器具及び備品 | 3年～6年  |

### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

|              |     |
|--------------|-----|
| 商標権          | 10年 |
| ソフトウェア(自社利用) | 5年  |

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

当社は主に量販店、外食産業、食品メーカー及び消費者向けに商品及び製品の販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に検収された時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は商品及び製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 ……支出時に全額費用として処理しております。

### 3 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

#### 1. 棚卸資産の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|          |           |
|----------|-----------|
| 商品及び製品   | 244,542千円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 131,300千円 |
| 合 計      | 375,843千円 |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①見積り方法

商品、製品及び原材料は、取締役会にて承認された翌事業年度の事業計画を基礎として、設定されている賞味期限に基づいて見積もった賞味期限切れ数量を用いて評価損を計上しています。

###### ②金額の算出に用いた主要な仮定

賞味期限切れが見込まれる数量は、賞味期限別期末在庫数量と過去の販売・使用実績及び外部経営環境を勘案した需要見込み等の一定の仮定に基づいて算出しております。当該仮定は主観性を伴うものであります。

###### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りにおいて用いた仮定が、当初想定出来なかった商品及び製品の需要の変動等により、見直しが必要となった場合、翌事業年度における追加の損失が発生する可能性があります。

#### 4 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減損損失累計額  
有形固定資産の減価償却累計額に含めて表記しております。

#### 5 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首     | 当期増加株式数    | 当期減少株式数 | 当事業年度末      |
|-------|-------------|------------|---------|-------------|
| 普通株式  | 30,602,329株 | 8,335,460株 | —       | 38,937,789株 |
| A種類株式 | 3,134株      | —          | 1,061株  | 2,073株      |

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

##### 普通株式

A種類株式の普通株式転換行使 4,095,460株

第11回新株予約権の権利行使 4,240,000株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

##### A種類株式

A種類株式の普通株式転換行使 1,061株

##### (2) 当事業年度の末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 87,880,000株

#### 6 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を投資会社により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利で調達しております。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクにさらされているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------|------------------|---------|---------|
| 売掛金     | 198,633          | 198,633 | —       |
| 投資有価証券  | 565,352          | 565,352 | —       |
| 資産計     | 763,985          | 763,985 | —       |
| 買掛金     | 290,085          | 290,085 | —       |
| 未払金     | 56,390           | 56,390  | —       |
| 社債 (注2) | 300,000          | 300,000 | —       |
| 負債計     | 646,476          | 646,476 | —       |

(注) 1. 預金は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 社債には1年内償還予定の社債が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能な時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分     | 時価      |      |      |         |
|--------|---------|------|------|---------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 | 565,352 | —    | —    | 565,352 |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分  | 時価   |         |      |         |
|-----|------|---------|------|---------|
|     | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 売掛金 | —    | 198,633 | —    | 198,633 |
| 買掛金 | —    | 290,085 | —    | 290,085 |
| 未払金 | —    | 56,390  | —    | 56,390  |
| 社債  | —    | 300,000 | —    | 300,000 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 売掛金

時価は一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

## 買掛金及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

## 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 区分      |         |            |        |           | その他 | 合計        |
|---------------|---------|---------|------------|--------|-----------|-----|-----------|
|               | リテール    | 業務用     | DM<br>(注1) | 海外     | 計         |     |           |
| 売上高           |         |         |            |        |           |     |           |
| 商品及び製品        | 548,788 | 347,384 | 151,676    | 18,729 | 1,066,578 | —   | 1,066,578 |
| 原材料           | —       | 70,280  | —          | —      | 70,280    | —   | 70,280    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 548,788 | 417,665 | 151,676    | 18,729 | 1,136,859 | —   | 1,136,859 |
| その他の収益        | —       | —       | —          | —      | —         | —   | —         |
| 外部顧客への売上高     | 548,788 | 417,665 | 151,676    | 18,729 | 1,136,859 | —   | 1,136,859 |

(注1) ダイレクト・マーケティング事業部門

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 8 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、棚卸資産評価損、繰越欠損金及び減価償却超過額等ですが、全額評価性引当を行っております。

## 9 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称または氏名                        | 所在地             | 資本金または出資金 | 事業の内容 | 議決権等の有割合(被所有割合) | 関連当事者との関係 | 取引内容        | 取引金額(千円) | 科目      | 期末高(千円) |
|-----------------------------|------------------------------------|-----------------|-----------|-------|-----------------|-----------|-------------|----------|---------|---------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(注1) | 東京都千代田区         | 315百万円    | 投資業   | —               | 借入金との関係   | 借入金の返済(注2)  | 100,000  | —       | —       |
|                             | EVO FUND(注1)                       | ケイマン諸島グランド・ケイマン | 1米ドル      | 投資業   | —               | 社債の当      | 社債の発行(注3)   | 300,000  | 1年内償還の債 | 300,000 |
|                             |                                    |                 |           |       |                 | 社債の当      | 利息の計上(注3)   | 2,958    | 未払費用    | 2,958   |
|                             |                                    |                 |           |       |                 | 新株予約権の受   | 新株予約権発行(注4) | 3,012    | 新株予約権   | 2,503   |
| 増資の受                        | 新株予約権行使(注5)                        | 154,767         | —         | —     |                 |           |             |          |         |         |

- (注) 1. EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社及びEVO FUNDは、当社の取締役であるマイケル・ラーチ氏が議決権の100%を所有しております。また、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社は2023年8月21日付で解散登記しており、上記表へは解散当時の情報を記載しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は元利一括返済としております。
3. 社債は無担保社債の発行であり、取引条件については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 2023年12月14日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第11回乃至第13回及び第15回新株予約権を記載しております。発行価額は第三者評価機関による評価額を参考に決定しております。
5. 2023年12月14日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第11回新株予約権の権利行使を記載しております。取引金額には、権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 10 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 24円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 9円2銭   |

## 11 重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年4月19日の取締役会において、Evolution Capital Investments LLC（以下「借主」といいます。）との間で、借主に対し当社が所有する株式会社REVOLUTIONの普通株式（以下「対象株式」といいます。）を貸し付け、借主から387,000,000円の担保金を受領することを内容とする特約付株式貸借取引貸借契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。本契約に基づく担保金の受領により当社の総資産が387,000,000円増加する（ただし、うち300,000,000円及び経過利息分を社債の買入消却に直ちに充当する）こととなりました。その概要は次のとおりであります。

### 1. 本契約の概要

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 締結先（借主） | Evolution Capital Investments LLC |
| 締結日     | 2024年4月19日                        |
| 貸株の実行日  | 2024年4月26日                        |
| 貸株の終了日  | 2025年4月25日                        |
| 対象株式    | 株式会社REVOLUTION 普通株式               |
| 証券コード   | 8894                              |
| 対象株式数   | 20,505,273株                       |
| 貸借料     | 年率0.10%                           |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担保金   | <p>借主は当社に対して、本契約締結日の5営業日後の日（以下「担保金引渡日」という。）に担保金387,000,000円を差し入れる。当社は、担保金引渡日に、受領した担保金から、EVO FUNDが保有する当社の第1回無担保普通社債（※）の全部について買入消却を行い、残余については、借主に返還するまでの間、原料の仕入れ資金に充てることを予定している。当社は貸株の終了日に担保金を借主に返還し、貸株の返還は担保金の返還を条件として行われる。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 担保金金利 | <p>年率1.00%</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 主な特約  | <p>対象株式の貸借期間中は、借主が対象株式に関する議決権を取得し、当社は対象株式に関して議決権を行使する権利を有しない。</p> <p>対象株式の貸借期間中は、対象株式を保有していることに関連する一切の権利は借主に発生する。</p> <p>借主は、取引終了日の5取引日前まで（同日を含む。）の任意の時点において、貸主に書面の通知（「コール通知」）を行うことにより、当社から、対象株式のうち借主が任意に選択する一部又は全部を、コール通知に記載される取引決済日において対象株式1株あたり25円で買い取ることができる権利及びオプションを有する。</p> <p>借主が当社に対して担保金の返還を請求する通知を行った場合、当社は当該通知を受領した日から1営業日後の日に担保金を返還する。</p> <p>当社が担保金を返還しない場合、借主は、貸株を受けている対象株式を借主の裁量で売却その他の処分をすることができ、当該処分を行った場合、当該処分から得られる手取り金をもって、当社の担保金返還債務に充当する。</p> |

※第1回無担保普通社債の概要

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 銘柄     | 株式会社フルッタフルッタ第1回無担保社債（適格機関投資家限定） |
| 発行総額   | 300,000,000円                    |
| 各社債の金額 | 金7,500,000円の1種                  |
| 社債の利率  | 年率1%                            |
| 発行日    | 2023年4月7日                       |
| 償還期限   | 2025年4月6日                       |
| 償還方法   | 総額を本社債の金額100円につき100円で償還する。      |
| 募集の方法  | EVO FUNDに全額を割り当てる。              |

2. 借主の概要

|        |                                                    |
|--------|----------------------------------------------------|
| 所在地    | 703 Champagne Rd. Incline Village, Nevada, アメリカ合衆国 |
| 代表者    | マイケル・ラーチ                                           |
| 事業内容   | 投資等                                                |
| 資本金    | 100米ドル                                             |
| 当社との関係 | 代表者のマイケル・ラーチ氏は、当社の取締役です。資本関係、取引関係はありません。           |

※当社は、対象株式の現金化についてEVO FUNDに相談をしたところ、同社から借主の紹介を受け、提案された本契約の内容及び条件が、対象株式の活用方法として有効かつ合理的であると考えたことから、借主を選定することといたしました。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

株式会社フルッタフルッタ

取締役会 御中

みつば監査法人  
東京都品川区

指定社員 公認会計士 本 間 哲 也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齊 藤 洋 幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルッタフルッタの2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度までに継続して営業損失、経常損失、及び当期純損失を計上しており、当事業年度においても営業損失263,088千円、経常損失306,982千円、及び当期純損失306,442千円を計上している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 みつば監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

株式会社フルッタフルッタ 監査役会

常勤監査役 徳 島 一 孝 ㊟

社外監査役 村 上 雅 哉 ㊟

社外監査役 石 田 龍 ㊟

以上

## 定時株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                       | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                               | ながさわ まこと<br>長 澤 誠<br>(1961年7月6日)<br>【再任】 | 1986年4月 京セラ株式会社 入社<br>1990年4月 DSC COMMUNICATION.INC<br>入社<br>1991年4月 アサヒフーズ株式会社 取締役<br>2002年11月 当社設立 代表取締役<br>2014年4月 当社代表取締役 社長執行役員<br>CEO(現任) | —<br>(注)1          |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>                     長澤誠氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者であり、これまでの豊富な会社<br/>                     経営経験及び今後の当社事業の発展に欠かせないものと判断したものです。</p> |                                          |                                                                                                                                                 |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                                      | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                          | Michael・Larch<br>マイケル・ラーチ<br>(1971年1月20日)<br>【再任】 | 1994年 1月 Kidder, Peabody & Co.<br>アシスタント・エクイティ・デリバティブ・<br>トレーダー<br>1994年 9月 ING Barings<br>エクイティ・デリバティブ・トレーダー<br>1996年 6月 メリルリンチ証券会社<br>エクイティ・デリバティブ・トレーディング<br>責任者<br>1998年 3月 Credit Agricole Securities Asia B.V.<br>エクイティ・トレーディング及びストラク<br>チャリング責任者<br>2000年 3月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社<br>プログラム・トレーディング共同責任者<br>2002年 5月 Evolution Capital Management LLC<br>創業者兼最高投資責任者(現任)<br>2006年 12月 EVO FUND<br>代表者兼ディレクター(現任)<br>2021年 9月 当社取締役(現任) | —                  |
| <b>【選任理由】</b><br>マイケル・ラーチ氏を取締役候補者とした理由は、資金的なサポートと今後の事業展開においてEVO FUNDグループと広く連携等の取り組みが期待されること及び経営体制の一層の強化を図るためと判断したものです。                                                     |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |
| 3                                                                                                                                                                          | すずき あきひろ<br>鈴木朗広<br>(1976年11月18日)<br>【再任】         | 2008年12月 三優監査法人 入所<br>2012年10月 公認会計士登録<br>2016年2月 三優監査法人 退所<br>2016年2月 金井公認会計士・税理士事務所<br>入所(現在に至る)<br>2021年6月 当社取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | —                  |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>鈴木朗広氏を社外取締役候補者として選任した理由は、公認会計士としての豊富な経験と専門の見地から、当社経営判断・意思決定の過程で、助言・提言をいただけるものと判断したものです。また、同氏が選任された場合には、客観的・中立的立場にて専門の見地より助言・提言いただくことを期待しております |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |

- (注) 1. 長澤誠氏が所有していた当社普通株式323,600株は長澤とEVO FUNDとの間の株券貸借契約締結により、普通株式の所有がEVO FUNDとなっております。なお、当該契約期間満了後、当該株式の所有が長澤に帰属いたします。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 鈴木朗広氏が勤める金井公認会計士・税理士事務所と当社との間には、税務顧問契約を締結しております。
4. 鈴木朗広氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鈴木朗広氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、鈴木朗広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、鈴木氏の再任が承認された場合は、鈴木氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏 名<br>(生年月日)                        | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| きしもと ゆうすけ<br>岸 本 雄 介<br>(1983年1月18日) | 2009年12月 弁護士登録<br>2009年12月 コモンズ総合法律事務所 入所<br>2017年7月 同所 パートナー弁護士(現在に至る)<br>2020年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br><br><b>【選任理由】</b><br>岸本氏を補欠の社外監査役候補者として選任した理由は、弁護士としての経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断したものであります。事業会社での経営経験はないものの、多様な事業会社での法務コンサルティング経験及びグローバルな視点を通して、豊富な知見を有しているものと判断しております。 | -                      |

- (注) 1. 岸本雄介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏が務める、コモンズ総合法律事務所とは、法律顧問契約を締結しております。
3. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
6. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区五番町一丁目10番  
市ヶ谷大郷ビル6 F  
A P市ヶ谷 Cルーム  
電話03-3511-3109



## ■電車をご利用の場合

- ・「市ヶ谷駅」(J R線)出口より徒歩1分。
- ・「市ヶ谷駅」(有楽町線・南北線・新宿線)2番出口より徒歩1分。

~~~~~  
◎本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

◎車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。